

地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業

国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の児童が、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用した場合に、保護者に対してその利用料の一部を給付する制度が、令和3年度から始まりました。

対象施設等 施設からの申請が必要です！

多様な集団活動を行っている施設等で、基準（裏面参照）を満たしており、大阪市に「基準適合申請」を提出し、基準に適合していると認められた施設等

基準（案）【抜粋】

- | | | |
|-------|--------------------------------|---|
| ○開所時間 | 概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 | |
| ○職員 | 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） | |
| ○配置基準 | 3歳児20：1、4歳以上児30：1、2人を下回ってはならない | 等 |

対象児童

大阪市民で、国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の児童

*認可保育施設や幼稚園に通っている児童や、子育てのための施設等利用給付の認定を受けて、認可外保育施設や一時預かり等を利用している児童は対象になりません。

*大阪市外の方は、お住まいの市町村にご相談ください。

基準額

対象児童1人あたり 月額20,000円

*ただし、利用する施設等の令和4年度～6年度の3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額利用料

給付方法

大阪市から保護者に直接給付します。

*ただし、保護者からの申請等は、施設で取りまとめて大阪市に提出していただきます。

【対象施設等の基準】標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち、以下の基準を満たす施設で、認可外保育施設については、子育てのための施設等利用給付を受ける児童数が、満3歳以上児童数の概ね半数を超えない施設（企業主導型保育事業除く）

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。 ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了したもの(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。
3. 設備(有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食(提供する場合)	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9. 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10. 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。